

第13講 博物館と学芸員の倫理規定

1. 倫理規定とは [音声ファイル1 keiei2021_13-6.mp3](#)

1) 倫理規定は自己規範

倫理とは「人として守るべき道。道徳。モラル」（デジタル大辞林）である。特定の職業の倫理規定とは、その職業人として守るべき道徳、自己規範であり、本来は法令や規則の上になつた。法律や規則が外からの規制であり、文章で表現された内容がすべてであるが、倫理規定は文面を理解して自ら内容を定めていく。「守るべき内容」であるが、それに忠実であろうとすれば攻める態度も時に必要になる。

倫理規定は活動などの実践の仕方を定め誘導する。結果として定義を実現していく。

2) 他の専門職の倫理規定

(1) 図書館

博物館や学芸員より活発に議論され、内容も明確である。図書館は知る権利を保障する具体的な方法であり、読書はその人の思想や良心を表すものである。よって本の利用履歴は秘密にする必要がある。図書を選択は教育の目的である「人格の完成」（教育基本法第1条）をめざすものであり、時の政権や経済界の都合に左右されてはならない、という決意が表されている。戦前の意見表出の不自由や検閲に対する反省も加わっている。

図書館の自由に関する宣言 日本図書館協会 1954採択1979改訂 [keiei2021_13-2.pdf](#)

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/232/Default.aspx>

図書館員の倫理綱領 日本図書館協会 1980.6.4総会決議 [keiei2021_13-3.pdf](#)

<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/233/Default.aspx>

Professional Codes of Ethics for Librarians <https://www.ifla.org/faife/professional-codes-of-ethics-for-librarians>

International Federation of Library Associations and Institutions (IFLA) 2012採択

日本語訳：IFLA倫理綱領 <https://www.ifla.org/files/assets/faife/codesofethics/japanesecodeofethicsfull.pdf>

(2) 教師（学校教諭）

教師の倫理綱領（日教組：日本教職員組合 1952） http://www.7key.jp/data/law/kyoushi_rinrikouryou2.html

日教組はいわゆる左翼思想（資本家大企業は悪で敵、教育は政治や経済から独立すべき）が強く、保守派や経済界から見れば非現実的な目標を掲げていた。現在では加入率が2割程度と低下し、影響力は少なくなってきている。国際的にはユネスコの勧告がある。いずれも高等教育機関の教員は対象外。

教員の地位に関する勧告（ユネスコ 1966） <https://www.mext.go.jp/unesco/009/1387153.htm>

(3) 医師

人の命を左右する医師には特に高い倫理観が求められる。金銭や好き嫌い、思想などにより命の選別が生じることは許さないという決意表明。古代ギリシアに起源を求める「ヒポクラテスの誓い」が著名である。日本語訳は『鯨の話』で有名な小川鼎三の訳がよく知られる（中公新書『医学の歴史』（小川1964）に掲載、下の訳文）。

日本医師会は別に60ページ余りの「医師の職業倫理指針（第3版2016年 日本医師会）」を定めている。

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20161012_2.pdf

ヒポクラテスの誓い：医師の倫理規定

医神アポロン、アスクレピオス、ヒギエイア、パナケイアおよびすべての男神と女神に誓う、私の能力と判断にしたがってこの誓いと約束を守ることを。この術を私に教えた人をわが親のごとく敬い、わが財を分かって、その必要あるとき助ける。その子孫を私自身の兄弟のごとくみて、彼らが学ぶことを欲すれば報酬なしにこの術

を教える。そして書きものや講義その他あらゆる方法で私の持つ医術の知識をわが息子、わが師の息子、また医の規則にもとずき約束と誓いで結ばれている弟子どもに分かち与え、それ以外の誰にも与えない。○私は能力と判断の限り患者に利益すると思う養生法をとり、悪くて有害と知る方法を決してとらない。○頼まれても死に導くような薬を与えない。それを覚らせることもしない。同様に婦人を流産に導く道具を与えない。○純粹と神聖をもってわが生涯を貫き、わが術を行う。○結石を切りだすことは神かけてしない。それを業とするものに委せる。○いかなる患者を訪れるときもそれはただ病者を利益するためであり、あらゆる勝手な戯れや墮落の行いを避ける。女と男、自由人と奴隷のちがいを考慮しない。○医に關すると否とにかかわらず他人の生活について秘密を守る。○この誓いを守りつづける限り、私は、いつも医術の実施を楽しみつつ生きてすべての人から尊敬されるであろう。もしこの誓いを破るならばその反対の運命をたまわりたい。

金沢医科大学ウェブサイト <http://www.kanazawa-med.ac.jp/information/material.html> より

2. ICOMとUNESCOの勧告

1) 博物館倫理規定 ICOM Code of Ethics for Museums

1986年に採択、現行は2004年改訂版の「ICOM Code of Ethics for Museums, 2004」。ICOM日本委員会が和訳版を出している「イコム職業倫理規程 2004年10月改訂（イコム日本委員会訳）」 [keiei2021_13-4.pdf](#)。章立ては下のとおり。 <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/48d4e8f5473f46597746298504dc3510.pdf>

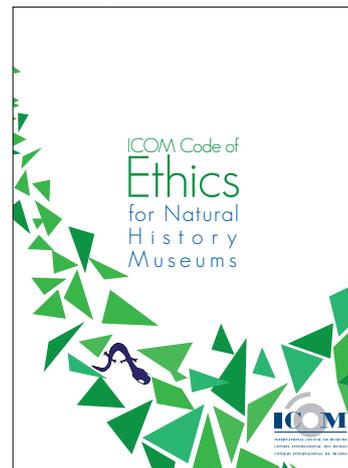
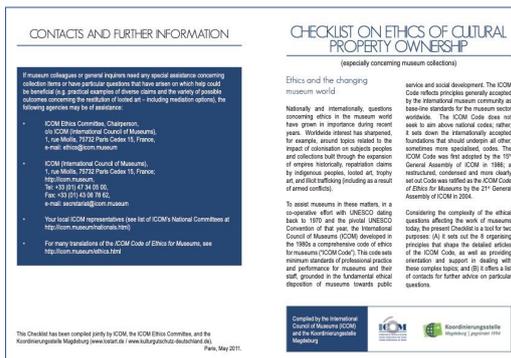
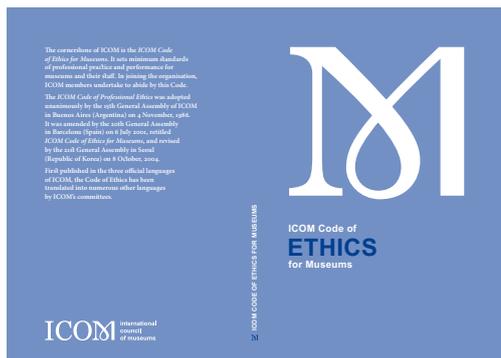
1. 博物館は人類の自然・文化遺産のさまざまな側面を保存し、解釈し、促進する
2. コレクションを信託を受けて保有する博物館は社会の利益と発展のためにそれらを保管するものである
3. 博物館は知識を確立し深めるための主要な証拠を持つ
4. 博物館は自然および文化遺産を鑑賞し、楽しみ、理解し、管理する機会を提供する
5. 博物館の資源は他の公的サービスや利益の機会を提供する
6. 所蔵品が由来する、もしくは博物館が奉仕する地域社会との密接な協力のもとに行う博物館の業務
7. 博物館は法律に従って事業を行う
8. 博物館は専門的に事業を行う

ICOM博物館倫理規定とは、

- ・「専門職や博物館と職員の仕事の最低基準 minimum standards」
- ・国際的な博物館共同体（コミュニティ）が受け入れている基本理念を反映したもの
- ・ICOMに入会したメンバーは倫理規定の遵守を同意したとみなす
- ・各国の博物館界（コミュニティ）が独自に倫理規定を制定することを期待する、というもの。

加えてICOMは自然史博物館の倫理規定、文化資産所蔵機関のチェックリスト

を定めている。 <https://icom.museum/en/resources/standards-guidelines/code-of-ethics/>



ICOMの倫理規定のpdf 左：博物館倫理規定、中：文化資産所蔵機関のチェックリスト、右：自然史博物館の倫理規定
左: ICOM Code of Ethics, 中: Checklist on ethics of cultural property ownership, 右: ICOM Code of Ethics for Natural History Museums

2) 日本の倫理規定 [音声ファイル2 keiei2021_13-7.mp3](#)

日本国内では独自の博物館に関する倫理規定は長年なく、2012年になって日本博物館協会（2012）「博物館の原則・博物館関係者の行動規範」が示された。 [keiei2021_13-5.pdf](#) 青字はICOMの倫理規定の章見出しに見えない項目。

<https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/e8f3d72f8ea7f1b211b614b3925964fb.pdf> 713 KB

博物館の原則 財団法人 日本博物館協会 平成24（2012）年7月1日制定

博物館は、公益を目的とする機関として、次の原則に従い活動する。

1. 博物館は、学術と文化の継承・発展・創造と教育普及を通じ、人類と社会に貢献する。
2. 博物館は、人類共通の財産である資料及び資料にかかわる環境の多面的価値を尊重する。
3. 博物館は、設置目的や使命を達成するため、人的、物的、財源的な基盤を確保する。
4. 博物館は、使命に基づく方針と目標を定めて活動し、成果を評価し、改善を図る。
5. 博物館は、体系的にコレクションを形成し、良好な状態で次世代に引き継ぐ。
6. 博物館は、調査研究に裏付けられた活動によって、社会から信頼を得る。
7. 博物館は、展示や教育普及を通じ、新たな価値を創造する。
8. 博物館は、その活動の充実・発展のため、専門的力量的の向上に努める。
9. 博物館は、関連機関や地域と連携・協力して、総合的な力を高める。
10. 博物館は、関連する法規や規範、倫理を理解し、尊重する。

続いて「博物館関係者の行動規範」が記される。「博物館の原則」に対応した内容が10項目であり、「原則」の繰り返しの内容である。その後、行動規範の各項目について、解説として参照文献や条文が述べられる。

内容は、博物館法の内容を取り入れ、この20年にわたる博物館運営の議論や2012年の法改正に向けた議論も反映している。日本博物館協会では「原則」と「行動規範」は、「学芸員をはじめとする関係者が共有すべき基本事項」とするが、どういう位置なのか、最低基準なのか目標かは不明である。なお、ICOMの博物館倫理規定は「世界中どこでも利用できる最低基準を提供するもの」である。

日本の現実では、倫理規定を振りかざして学芸員が自分の仕事内容を守っていくことはできそうにない。倫理規定は、正義である。アメリカ合衆国憲法も正義であり人の上にたつ。たとえ大統領といえども憲法に反する指示を出した場合、アメリカ国軍は憲法に照らして従わないという。原理原則を定めた文書より目の前の上司の発言が優先される状況では、倫理規定は実効性を持たず本来それを守り攻めの道具として使うはずの人からも軽視される。

倫理規定は理想である。仕事に悩んだときに立ち返る場所でもある。

3) UNESCOの博物館に関する勧告

1960年勧告

Recommendation concerning the Most Effective Means of Rendering Museums Accessible to Everyone

14 December 1960 http://portal.unesco.org/en/ev.php-URL_ID=13063&URL_DO=DO_TOPIC&URL_SECTION=201.html

日本語版「博物館をあらゆる人に開放する最も有効な方法に関する勧告」（文部省による仮訳）

<https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/UNESCOreport2015.pdf>

2015年勧告

Recommendation on the Protection and Promotion of Museums and Collections, their Diversity and their

Role in Society Paris, 17 November 2015 pdfへのリンク <https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000246331>

日本語版「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」(ICOM日本委員会訳) <https://icomjapan.org/wp/wp-content/uploads/2020/03/UNESCOreport2015.pdf>

【参考ページと文献】

ユネスコの勧告一覧(文部科学省日本ユネスコ国内委員会) <http://www.mext.go.jp/unesco/009/004.htm>

ICOM日本委員会の報告書リンクページ <https://icomjapan.org/report/>

栗原裕司・林菜央ら(2019) ユネスコと博物館

栗原氏は京都国立博物館副館長で博物館行政のエキスパート、林氏は2015年勧告のとりまとめ担当者